

知的財産推進計画2023の検討状況について

<知財計画2022における「分野横断権利情報データベースとジャパンサーチとの連携」の取扱い>

知的財産推進計画2022

～意欲ある個人・プレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革～

Ⅲ. 知財戦略の重点8施策

5. デジタル時代のコンテンツ戦略

(3) デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

(略) なお、著作権制度との関連では、2021年12月に公表された文化審議会著作権分科会「中間まとめ」において、新たに実現を目指す簡素で一元的な権利処理の仕組みの想定される利用場面の1つとして、過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信が示された。一方、同「中間まとめ」では、著作権者等の探索を行うための分野横断権利情報データベースの構築に当たり、ジャパンサーチとの連携も考えられるとされており、デジタルアーカイブの利活用をより一層促進する等の観点から、分野横断権利情報データベースとジャパンサーチ、デジタルアーカイブとの連携について、必要な検討を進めていく必要がある。

(施策の方向性)

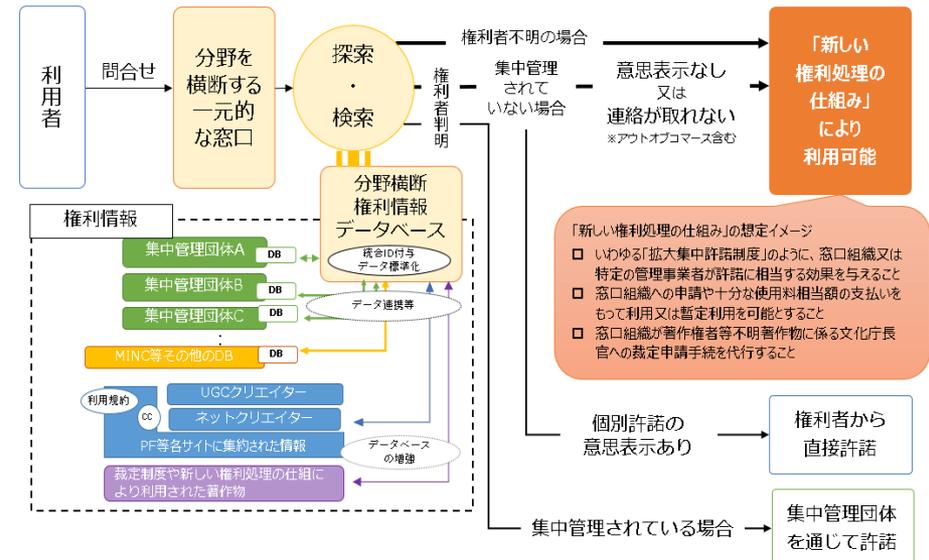
(略)

- 著作権に係る分野横断権利情報データベースとジャパンサーチとの連携等について、ジャパンサーチの連携アーカイブ機関が保有するデジタルアーカイブに係るコンテンツメタデータの一部を分野横断権利情報データベースに提供するなど、所要の連携を可能とするよう、実務者検討委員会で検討し、必要な措置を講じる。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

(参考)

(2022年6月3日 知的財産戦略本部)



知的財産推進計画2022

図18: 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理・データベースイメージ

※令和5年3月 著作権法改正法案 国会提出

分野横断権利情報データベースに関する研究会報告書(概要)

令和4年12月

分野を横断した権利情報検索への期待

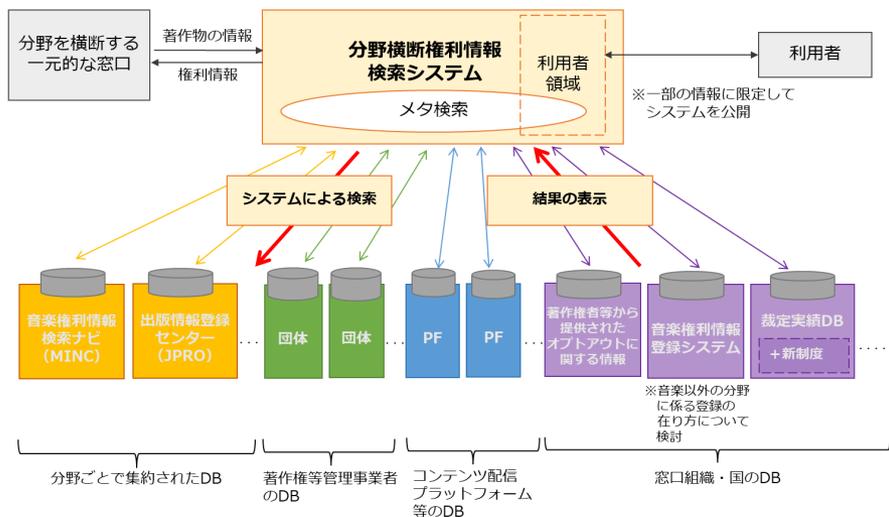
著作物の利用の円滑化とクリエイターへの適切な対価還元機会の増加のため、

- 利用者が著作物の権利者の情報を探す**作業の効率化**
- 令和5年通常国会での著作権法改正を目指す「簡素で一元的な権利処理方策」の新制度に係る**プロセスの短縮**

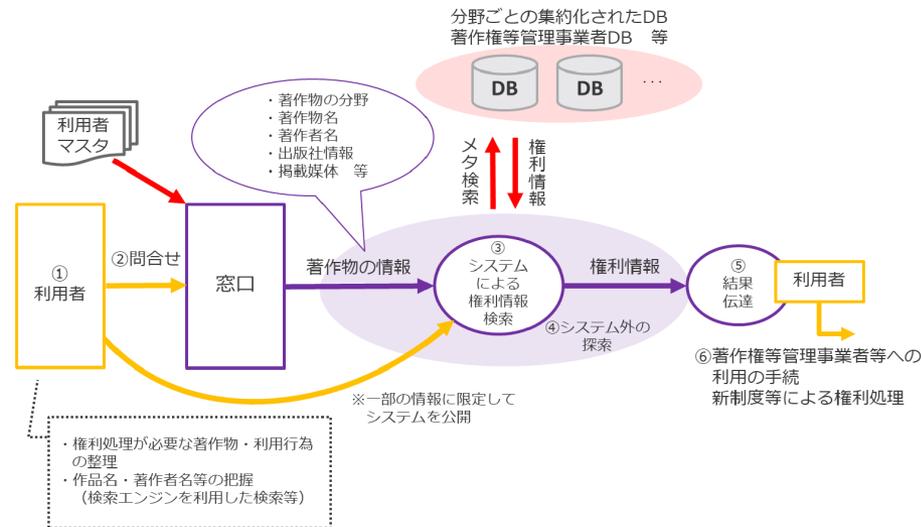
基本的な考え方

分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可能となる「**分野横断権利情報検索システム**」とすることが**適当**

分野横断権利情報検索システムのイメージ



分野横断権利情報検索システムの活用フローイメージ



今後の方向性

- システムの運用主体と運営基盤の確立
- 分野ごとの権利情報データベースの充実
- 連携するデータベースを保有する団体等との協力



令和5年 : データベースを保有する各団体との調整、既存データベースの調査研究等

令和6年以降 : 分野横断権利情報検索システムの要件定義、構築、運用開始

分野横断権利情報データベースに関する研究会報告書

(令和4年12月20日)本文抜粋

IX 持続的な権利情報検索システムの運用と今後の進め方

(4) 今後の進め方

具体的な権利情報検索システムの在り方については、以上に示した持続的なデータベースの運用の在り方や簡素で一元的な権利処理方策の制度化の状況を踏まえつつ、窓口組織において行う業務の手順をより具体化した上で検討する必要がある。このため、分野ごとのデータベースを保有する団体の参画を得ながら、各データベースの詳細を確認するとともに、これからデータベースを整備しようとする団体等に対しては検討状況を開示しながら、文化庁において検討を進める必要がある。

(参考略)

その際、権利情報検索システムは、基本的にテキストベースのメタデータを取り扱うことを想定しており、コンテンツそのものに係る情報との接続については、それらの情報を含む権利情報検索システム(ジャパンサーチ等)との連携を模索することも有用である。

また、権利情報検索システムを速やかに実用化できるよう、当面の取組として、既にデータベースが整備されている分野から実証的に異なる分野のデータベースに連携する取組を進め、権利情報検索システムの拡張を図りながら最終的にはニーズのある全ての分野の連携を目指すことが適当である。

権利情報検索システムの運用後の改善については、各データベースとの連携状況、権利情報検索システムの利用状況等を踏まえつつ、文化庁において継続的にレビューし、必要な対応を図っていく必要がある。そのためには、権利情報検索システムを構築する段階からあらかじめ必要な改善サイクルの仕組みを構築しておく必要がある。

分野横断権利情報検索システム構築に係る工程表

令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野横断権利情報データベースに関する研究会
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ● データベースを保有する各団体との調整 ● 既存データベースの調査研究、技術的な仕様の検討 ● 部分的な実証研究
令和6年以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野横断権利情報検索システムの要件定義 ● データベースを保有する各団体との連携(データ連携、データベースの充実等) ● 分野横断権利情報検索システム構築・テスト
新制度の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野横断権利情報検索システムの運用開始 ● 運用後の情報の充実
中長期を見据えた将来的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ● IT技術、デジタル化の進展に対応した仕組み ● 情報そのものを価値化できるような仕組み ● システム上で権利処理を行うことのできる仕組み

「知的財産推進計画2023」の策定に向けて

(2023年3月31日 構想委員会コンテンツ戦略ワーキンググループ資料より)

<検討の視点①>

3つのアプローチ

産業競争力の強化

日本発IPの国際的なプレゼンスを高め、世界の成長力を取り込む

→ 「世界で売れる」作品づくり・販売力強化に向けたビジネスモデルの転換

クリエイターが、コンテンツの利用に応じて適正な収益を得られるようにする

- クリエイターエコノミーの創出
- クリエイターへの適切な対価還元
の促進

クリエイター主導の促進

我が国がもつコンテンツ資産をフル活用できる環境を整備する

- オープン・クリエーション・エコシステムによる価値創造の最大化
 - ・ 制度インフラ・権利処理IT基盤等の整備
 - ・ **デジタルアーカイブの構築と利活用促進**

コンテンツ・エコシステムの
基盤整備

<検討の視点②>

産業競争力の強化

日本発IPの国際的なプレゼンスを高め、世界の成長力を取り込む

<キーワード（例）>

- ・「世界で売れる」作品づくりと販売力強化
※世界の市場・消費者を当初から視野に
（製作・配信層のマインドチェンジ）
※オーセンティックな価値の高いコンテンツの制作・製作力を強化
- ・世界水準の制作環境の構築、拠点等の整備
- ・オリジナルIPの育成とクロスメディア展開
- ・業界の再編、クリエイティブ制作層の独立
- ・就労環境の改善・人材定着率の向上
- ・担い手育成、活躍の場の提供
※クリエイター、プロデューサーその他のマネジメント人材、スタッフ人材等
- ・世界水準の教育の場とシステムの整備
- ・各分野における事業再構築
- ・新たな成長領域の育成（メタバースなど）

クリエイター主導の促進

クリエイターが、コンテンツの利用に応じて適正な収益を得られるようにする

<キーワード（例）>

- ・クリエイターエコノミーの創出
※Web3.0時代の新技術等の活用
- ・クリエイターへの適切な対価還元
※バリューギャップ問題への対応など
- ・取引環境の改善、クリエイターの交渉力強化
- ・競争政策上の課題への対応
- ・権利保護・権利処理においてプラットフォーマー・民間サービス事業者が果たす役割の整理
- ・インターネット上の海賊版対策の強化

コンテンツ・エコシステムの基盤整備

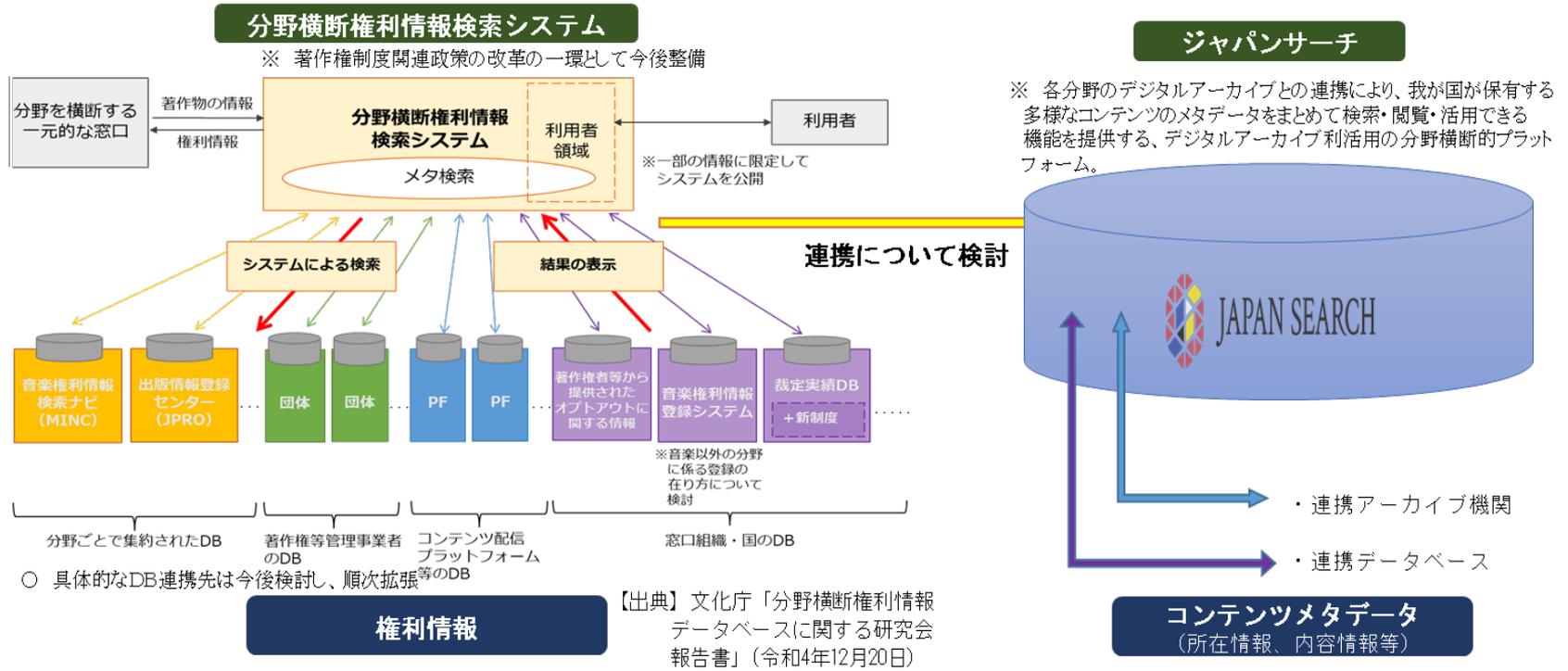
我が国がもつコンテンツ資産をフル活用できる環境を整備する

<キーワード（例）>

- ・簡素で一元的な権利処理の実現
- ・権利処理IT基盤の整備
※分野横断権利情報データベースとジャパンサーチとの連携
- ・社会全体のコンテンツ情報の見える化
- ・過去作品等のデジタルアーカイブ化・アウトオブコマースの利活用促進
- ・デジタル技術の進展がもたらす新たな権利保護上の課題等への対応（AI生成物、メタバース、NFTなど）

<権利処理 IT 基盤の整備 ※分野横断権利情報データベースとジャパンサーチとの連携>

分野横断権利情報検索システムとジャパンサーチ



今後検討